

○岡山県後期高齢者医療広域連合長期継続契約に関する条例

平成19年3月28日
広域連合条例第29号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約について必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 物品を借り入れる契約その他の商慣習上契約期間を複数年にすることとされている契約
- (2) 施設の管理に係る業務委託契約その他の年間を通じて役務の提供を受ける必要がある契約

(長期継続契約の期間)

第3条 長期継続契約における契約期間は、5年以内とする。ただし、広域連合長が必要と認めるときは、この限りでない。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、長期継続契約に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。